

## 政府調達苦情処理推進会議の設置について

平成 7年12月 1日閣議決定  
平成10年12月15日一部改正  
平成13年 1月 6日一部改正  
平成19年 1月 9日一部改正  
平成19年12月28日一部改正  
平成21年 9月 1日一部改正  
平成24年 3月13日一部改正  
平成26年 3月 7日一部改正  
令和 3年 1月29日一部改正  
令和 4年 1月28日一部改正  
令和 5年 4月 1日一部改正

政府調達に関する苦情の処理を推進するため、下記のとおり、内閣府に政府調達苦情処理推進会議を置くとともに、同会議において政府調達苦情検討委員会を開催し、平成8年1月1日から苦情の処理を行う。

### 記

#### 1. 政府調達苦情処理推進会議

##### (1) 任務

政府調達苦情処理推進会議（以下「会議」という。）は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）第18条及び議長が別に指定する国際約束に基づく苦情申立ての手續を実施するとともに、我が国の政府調達手續を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進する。

##### (2) 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府事務次官  
議員 内閣官房内閣審議官  
内閣法制次長  
デジタル庁デジタル審議官  
復興庁事務次官

総務事務次官  
法務事務次官  
外務事務次官  
財務事務次官  
文部科学事務次官  
厚生労働事務次官  
農林水産事務次官  
経済産業事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官  
防衛事務次官  
警察庁長官  
金融庁長官  
消費者庁長官  
こども家庭庁長官

### (3) 幹事会

会議に、内閣府大臣官房審議官を幹事長とし、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にあるものを幹事とする幹事会を置く。なお、幹事長は、会議に出席するものとする。

### (4) その他の事項

会議の運営に関する必要な事項は、議長が別に定める。

なお、これまで政府調達苦情処理推進本部及び同本部長が決定した事項等については、会議及び議長に引き継がれるものとする。

## 2. 政府調達苦情検討委員会

### (1) 目的

政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、改正協定及び議長が別に指定する国際約束並びに議長が別に指定する規程の定める調達手続に照らし、公平かつ独立した立場から、会議の定める苦情の処理の手続に従い、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関して申し立てられた苦情についての検討を行う。

### (2) 構成

委員会は、政府調達に関して学識経験を有する者をもって構成する。構成員は、議長が指名する。

### (3) その他の事項

委員会の運営に関する必要な事項は、議長が別に定める。